

## 諏訪市公営企業告示第 16 号

### 諏訪市小規模水道維持管理要綱の一部を改正する要綱

諏訪市小規模水道維持管理要綱（平成 25 年諏訪市公営企業告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「38 の項」を「39 の項」に、「46 の項から 51 の項」を「47 の項から 52 の項」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。